

議 事 録

会議の名称	平成30年第2回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成30年2月10日（土） 午後1時15分から 午後1時55分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長あいさつ 3 臨時議長の指名 4 議席の指定 5 議事録署名委員及び書記の指名 6 会長の互選 7 会長代理の互選 8 会長提出議案の上程、提案理由及び議案内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第7号議案 本庄市農地利用最適化推進委員の委嘱について 9 事務局連絡事項 10 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年第2回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第2回本庄市農業委員会総会議案 3 農業委員名簿 4 平成30年第2回総会 事務局連絡事項 5 農業委員ご就任のお祝いと全国農業新聞のご活用のお祝いについて
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>ただ今から平成30年第2回本庄市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>私は、本日の総会の進行を務めさせていただきます本庄市農業委員会事務局長の飯塚と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員19名全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして総会を進めさせていただきます。</p> <p>本日の総会は、農業委員の任期満了後、最初の総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書の規定により、市長が招集いたしましたものでございます。</p> <p>吉田本庄市長から、あいさつをいただきたいと存じます。</p>
吉田市長	<p>本日ここに、新体制になりまして初めての農業委員会総会であります平成30年第2回本庄市農業委員会総会を招集いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご健勝にてご参会を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>農業委員会の役割につきましては、優良農地の確保をはじめ、農地の権利移動について、毎月の総会で審議いただくとともに、農業委員会等に関する法律の改正により、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の3本柱として「農地等の利用の最適化」が必須事務に位置づけられ、その活動が大いに期待されるところでございます。</p> <p>また、農家のよき相談相手として、経営規模の拡大や担い手の育成など、大変重要な役割を任じていただきたいので、ご自身の農業経営もありながらも、農業委員会活動にお力添えいただければ幸いに存じます。</p> <p>さらに、本庄市政におきましては「農業の強靱化」として、本庄野菜のブランド化など様々な取り組みを関係機関と連携し、農業振興の推進を図って参る所存でございますので、委員の皆様にも、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、本庄市農業委員会のますますのご発展と、皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程3臨時議長の指名を行います。市長から指名をお願いいたし</p>

	ます。
吉田市長	<p>農業委員の任期満了後、最初に行われる総会を進めるに当たり、臨時議長を指名させていただきます。指名にあたりましては、地方自治法第107条の規定を準用し、年長委員に臨時議長の職務を行っていただきたいと存じます。</p> <p>出席委員の中で最年長の小川忠委員を臨時議長に指名させていただきます。</p>
小川委員	<p>只今、臨時議長に指名されました小川忠でございます。市長からの指名のとおり、臨時に議長の職務を行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
吉田市長	<p>小川委員さん、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>私は、ここで公務のため退席させていただきますが、皆様におかれましては、十分なお審議の程、よろしく願いいたします。</p>
臨時議長	<p>それでは、議長が決まるまでの間、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いいたします。</p> <p>議事日程4議席の指定を行います。</p> <p>本庄市農業委員会総会会議規則第7条に委員の議席は、議長が定めると規定されております。</p> <p>お諮りいたします。臨時議長において、議席の指定を行うことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、臨時議長において議席の指定を行うことに決しました。これより、議席の指定を行います。議席番号と委員の氏名を事務局職員より朗読いたさせます。</p>
局長補佐	<p>朗読いたします。1番細野俊文委員、2番小川忠委員、3番前原喜夫委員、4番茂木伸夫委員、5番坂上佳久委員、6番塩原廣一委員、7番茂木悟委員、8番立石勝義委員、9番浅見精治委員、10番鈴木広子委員、11番宮部延一委員、12番永尾路子委員、13番田端講一委員、14番清水茂則委員、15番吉田功委員、16番福田光男委員、17番坂本静枝委員、18番坂爪裕委員、19番池田稔委員、以上で朗読を終わります。</p>
臨時議長	<p>ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。</p> <p>次に、議席を指定しましたので、1番委員から順に自己紹介して頂きたいと思っております。お手元に配付してあります別紙の農業委員名簿を参照ください。</p>
細野委員	<p>1番細野俊文です。本庄地区の台町農家組合及び諏訪町農家組合より推薦されました。よろしく願いいたします。</p>
臨時議長	<p>藤田地区より推薦されました小川でございます。よろしく願いいたしま</p>

	す。
前原委員	3番の前原です。藤田地区より推薦されました。よろしくお願いいたします。
茂木伸夫委員	4番の茂木です。本庄市農業青年会議所より推薦されました。よろしくお願いいたします。
坂上委員	5番の坂上です。仁手地区の自治会より推薦されました。よろしくお願いいたします。
塩原委員	6番の塩原廣一です。旭地区より推薦されました。どうかよろしくお願いいたします。
茂木悟委員	7番の茂木悟です。旭地区より推薦されました。よろしくお願いいたします。
立石委員	8番の立石勝義と申します。北泉地区より推薦されました。どうぞよろしくお願いいたします。
浅見委員	9番浅見精治です。北泉地区より推薦されました。よろしくお願いいたします。
鈴木委員	10番の鈴木広子です。四季の会及び児玉町農業女性会議所より推薦されました。よろしくお願いいたします。
宮部委員	11番宮部延一です。児玉地区より推薦されました。よろしくお願いいたします。
永尾委員	12番永尾路子と申します。新制度の中立委員という立場で応募しました。よろしくお願いいたします。
田端委員	13番田端講一です。私は児玉の金屋地区から推薦を受けました。どうぞよろしくお願いいたします。
清水委員	14番清水茂則と申します。同じく金屋地区から推薦を受けました。よろしくお願いいたします。
吉田委員	15番吉田功です。土地改良区と農業共済組合とひびきの農協の3団体から推薦されてきました。よろしくお願いいたします。
福田委員	16番福田光男と申します。秋平地区の推薦で参りました。よろしくお願いいたします。
坂本委員	17番坂本静枝です。私は本泉地区推薦で農業委員として参りました。よろしくお願いいたします。
坂爪委員	18番坂爪裕です。共和地区より推薦されましてお世話になります。よろしくお願いいたします。
池田委員	19番池田稔です。共和地区より推薦を受けました。よろしくお願いいたします。
臨時議長	次に、事務局職員の自己紹介を願います。
事務局長	平成28年4月から事務局長を仰せつかっております飯塚正英と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
局長補佐	平成29年4月1日から、こちらで事務局長補佐として任務させていただいております高山教子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

中村主査	平成27年4月1日より農業委員会事務局で主査として、事務を担当しております中村真敏と申します。よろしくお願ひいたします。
事務局長	なお、本日は、津久井専門員及び古澤主査については、所用のため欠席しております。また、古澤主査については、農業委員会と市長の両任命権者から辞令が出る併任という形でして、児玉総合支所環境産業課内にデスクがあり、そちらに勤務しております。以上で事務局職員の自己紹介を終わります。
臨時議長	議事日程5 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 臨時議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) それでは、本日は1番細野委員及び3番前原委員に議事録署名委員をお願いいたします。 また、会議書記は、事務局の中村主査を指名いたします。 議事日程6 会長の互選を行います。事務局に説明を求めます。
事務局長	会長の互選につきましては、地方自治法第118条の規定を準用しまして、互選を行っていただきたいと思ひます。その方法としましては、投票による方法と指名推選による方法がございます。 投票による方法は、単記無記名投票を行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とするものです。ただし、得票数の同じ者が2人以上あるときは、くじで決定します。 指名推選による方法は、委員中に異議がないときに限って、投票による方法から指名推選による方法を用いることができると規定され、被指名人を当選人に定めるべきかどうかを諮り、委員全員の同意があつた者を当選人とするものです。以上でございます。
臨時議長	事務局の説明のとおり、互選には、投票による方法と指名推選による方法の2通りの方法がございますが、どちらの方法とするか、委員皆さまから、ご意見はございますか。
坂本委員	18番坂本です。私は、指名推選による方法により会長の互選を行った方がよろしいと思ひます。
臨時議長	そのほかに、互選の方法について、ご意見はございませんか。 (なし、の声) ほかに意見がございませんので、お諮りいたします。 会長の互選につきましては、指名推選の方法によることで、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)

	<p>ご異議ございませんので、会長の互選につきましては、指名推選によることに決定しました。</p> <p>それでは、被指名人の指名をどなたかお願いしたいと思います。</p>
細野委員	<p>1番細野です。田端さんを推薦します。</p>
臨時議長	<p>ほかに意見は、ございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ほかに意見がございませんので、お諮りいたします。</p> <p>田端委員を被指名人と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、田端委員を会長指名推選の被指名人に決定しました。</p> <p>お諮りいたします。被指名人の田端委員を会長互選の当選人に決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>委員全員の同意をいただきましたので、田端委員を会長互選の当選人に決定いたしました。</p> <p>田端委員に会長就任のあいさつをお願いします。</p>
田端委員	<p>ただいま皆さんの互選により会長に推選されました田端講一です。厳粛な初めての総会の席で、私ごときに皆さんから指名を頂き、重ねて御礼申し上げますとともに責任の重大さを感じております。是非皆さんのご協力を頂きながら会長の職務を全うしたいと思いますので、皆さんのご協力をお願いいたしまして、極めて簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
臨時議長	<p>ありがとうございます。田端委員が会長に就任なされました。</p> <p>本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長の職務を行っていただきたいと思っておりますので、田端会長、議長席へご移動願います。</p> <p>これにて、臨時議長を退かせていただきます。ご協力ありがとうございます。</p>
議長	<p>それでは、議長として、議事日程に従って進めて参りますので、よろしくお願います。</p> <p>議事日程7会長代理の互選を行います。事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>会長代理の互選につきましては、会長の互選と同じく地方自治法第118条の規定を準用しまして、互選を行っていただきたいと思っております。その方法としましては、投票による方法と指名推選による方法がございます。</p> <p>投票及び指名推選による当選人の決定につきましては、会長の互選におき</p>

	まして説明したものと同様でございます。以上でございます。
議長	事務局の説明のとおり、互選には、投票による方法と指名推選による方法の2通りの方法がございますが、どちらの方法とするか、委員皆さまから、ご意見はございますか。
清水委員	14番清水です。指名推選でよろしいかと思えます。
議長	そのほかに、互選の方法について、ご意見はございませんか。 (なし、の声) ほかに意見がございませんので、お諮りいたします。 会長代理の互選につきましては、指名推選の方法によることで、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、会長代理の互選につきましては、指名推選によることに決定しました。 それでは、被指名人の指名をどなたかお願いしたいと思います。
清水委員	今回、会長を児玉地区からお願いしたので、職務代理は本庄地域の方にしていただくのが良いと思います。具体的に申しますと、今回、本庄地域で2期目以上の方は3人いらっしゃいますが、私は細野委員が適任であると考え、推薦したいと思います。
議長	ほかに意見は、ございませんか。 (なし、の声) ほかに意見がございませんので、お諮りいたします。 細野委員を被指名人と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、細野委員を会長代理指名推選の被指名人に決定しました。 お諮りいたします。被指名人の細野委員を会長代理互選の当選人に決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) 委員全員の同意をいただきましたので、細野委員を会長代理互選の当選人に決定いたしました。 細野委員に会長代理就任のあいさつをお願いします。
細野委員	1番細野です。只今、皆さんから会長代理に推挙していただきました。本庄地域と児玉地域が、今後とも仲良く農業委員会の業務を円滑に進めるために頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。細野会長代理、会長代理席へご移動願います。

	<p>(細野会長代理 移動)</p> <p>次に、議事日程 8 会長提出議案の上程を行います。</p> <p>第 7 号議案本庄市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第 7 号議案を説明いたしますので、議案書 1 ページをご覧ください。第 7 号議案本庄市農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、本庄市農地利用最適化推進委員として委嘱したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、別紙 25 名を本庄市農地利用最適化推進委員として委嘱するため、議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>別紙 25 名の農地利用最適化推進委員一覧表をご説明しますので、2 ページをご覧ください。一覧表の項目については、担当区域、住所、氏名、生年月日及び略歴が記載されております。25 名の各項目については、記載のとおりでございます。次に、25 名の選考経緯について説明いたします。</p> <p>本庄市農地利用最適化推進委員候補者選考委員長が会議を 2 回招集し、候補者の選考について協議いたしました。まずは、応募の結果を確認しました。昨年 9 月 27 日から 10 月 26 日までの 30 日間、農地利用最適化推進委員の応募を行い、定数 25 名に対しまして、25 名の推薦があり、担当区域及びその定数については、すべての区域において、定数とその推薦者数が同数でございました。次に、応募者の欠格事由等を審査しました。欠格事由等に該当する者は、おりませんでした。次に、選考内容を協議しました。選考方法としては、評価項目及び評価点を定め、応募者ごとに、書類審査によって評価することにいたしました。その内容ですけれども、農業委員会法第 17 条第 1 項の熱意と識見について評価し、このうち熱意に 30 点、識見に 60 点を配点し、その他に 10 点を配点しました。これらの評価項目及び配点によって、すべての応募者を評価しましたところ、25 名全員が概ね良好な評価点であったため、選考委員会が 25 名全員を候補者に推薦すべきであるとの意見でまとめ、これら選考委員会の意見を基にして、平成 30 年 1 月 25 日開催の第 1 回本庄市農業委員会総会におきまして、本庄市農地利用最適化推進委員候補者として、承認議決いただいたものでございます。以上が 25 名の選考経緯についての説明でございました。以上で第 7 号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第 7 号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p>

	<p>それでは、お諮りいたします。第7号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第7号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>次に、委員のみなさまから、その他で何かございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないので、ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>議事日程9事務局連絡事項について、ご説明いたしますので、お手元に配付してございます事務局連絡事項をご覧ください。本日は、6点ございます。</p> <p>まず、1点目ですが、2月総会の開催予定です。2月26日(月)午後2時から、早稲田リサーチパークコミュニケーションセンターにおいて、開催予定でございます。</p> <p>次に、2点目です。農地利用最適化推進委員の委嘱についてでございます。先に議決いただきました、25名の農地利用最適化推進委員について、2月総会前の午後1時30分から、委嘱状交付式を行います。出席者につきましては、農業委員の皆様と農地利用最適化推進の皆様になります。委嘱状交付式の後は、2月総会となります。総会終了後、農地利用最適化推進委員の皆様につきましては、研修会、個人写真撮影等を予定しております。</p> <p>次に、3点目です。農業委員章についてです。農業委員章は、農業委員の重要な役割についての自覚と誇りを表し、身分を証するために着用していただくものです。農業委員会総会や研修会、その他農業委員活動の際に着用ください。こちらは、任期中3年間ご使用いただきます。</p> <p>次に、4点目です。農業委員会キャップについてです。農地利用の最適化を推進するため、各農家への訪問や農地パトロール、日常の農業委員会活動の際に着用ください。こちらも、任期中3年間ご使用いただきます。</p> <p>次に、5点目です。農業委員会手帳についてです。継続の農業委員の皆様には12月の総会時に配付させていただきましたので、新しく農業委員になられた方に配付させていただきました。農業委員会等に関する法律第35条第2項に「農地等に立ち入り調査をする農業委員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない」と規定されています。農業委員会活動の際には、常に携帯していただくとともに、スケジ</p>

ルール管理等にもご活用ください。総会終了後に、個人写真の撮影を行いましたので、その写真を貼付した証明書を、継続の委員さんを含めて、後日、お渡しいたしますので、農業委員会手帳と併せて携帯をお願いします。また、農業委員会手帳には、1 ページ目の農業委員会憲章や手帳後半の農業委員会法・農地法等の目的・3 条許可基準・農地所有適格法人要件・遊休農地に関する措置・転用許可基準など、是非ともご一読いただきたいと思います。

次に、6 点目です。農業委員ご就任のお祝いと全国農業新聞のご活用のお祝いについてです。お手元に、全国農業会議所及び埼玉県農業会議からのお祝いの文書を配付させていただきました。農業委員就任のお祝いと全国農業新聞の購読のお願いでございます。前期の農業委員さんについても、みなさんから、ご賛同いただきまして、全国農業新聞を購読いただいている状況ですので、今期の農業委員さんについても、是非ともご協力いただきたいと思います。この新聞購読料の支払いについては、総会終了後に、農業委員会親睦会規程において、ご協議いただく予定となっております。

以上で、事務局連絡事項を終了いたしますが、皆さまから何か質問等あれば、挙手にてお願いいたします。

(なし、の声)

発言がないようですので、事務局連絡事項を終わります。

以上で平成30年第2回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。

平成30年第2回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成30年2月10日(土)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後1時15分
閉会時刻	午後1時55分
市長	吉田 信解
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文
臨時議長	小川 忠

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	細野 俊文	出席	○	11	宮部 延一	出席	
2	小川 忠	出席		12	永尾 路子	出席	
3	前原 喜夫	出席	○	13	田端 講一	出席	
4	茂木 伸夫	出席		14	清水 茂則	出席	
5	坂上 佳久	出席		15	吉田 功	出席	
6	塩原 廣一	出席		16	福田 光男	出席	
7	茂木 悟	出席		17	坂本 静枝	出席	
8	立石 勝義	出席		18	坂爪 裕	出席	
9	浅見 精治	出席		19	池田 稔	出席	
10	鈴木 広子	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏

書記

主査 中村 真敏